

## 令和2年 第8回 浜松市農業委員会総会議事録

### 1. 開催日時 場所

令和2年8月17日（月）午後1時30分 引佐協働センター 2階 会議室

### 2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 褐田正保 松尾康弘 横井利治 鈴木克育 褐田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三 高井孝平 後藤剛 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 欠席： 小杉高史 鈴木要

### 3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 木下穰 石川宗明 石田潤司 斎藤和也 河村幸一郎  
吉山和志 富永幹人 加茂真也 内藤裕士

### 4. 審議事項

- |          |  |
|----------|--|
| 第 56 号議案 | 農地法第3条の規定による許可について                             |
| 第 57 号議案 | 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について           |
| 第 58 号議案 | 農地法第4条の規定による許可について                             |
| 第 59 号議案 | 事業計画変更承認申請について                                 |
| 第 60 号議案 | 農地法第5条の規定による許可について                             |
| 第 61 号議案 | 非農地証明について                                      |
| 第 62 号議案 | 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る<br>特例農地等の利用状況の確認について |
| 第 63 号議案 | 農用地利用集積計画の決定について                               |

### 5. 報告事項

- |         |                              |
|---------|------------------------------|
| 報第 51 号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について      |
| 報第 52 号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について |
| 報第 53 号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について |
| 報第 54 号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について       |
| 報第 55 号 | 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について     |
| 報第 56 号 | 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について   |
| 報第 57 号 | 農地の地目変更登記に係る報告について           |

### 6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

出席予定の皆様がお揃いですので、只今から、令和2年第8回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ22名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、欠席委員は、議席番号17番小杉高史委員、議席番号24番鈴木要委員です。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 こんにちは。第8回の総会ということで、暑い中お集りいただきましてありがとうございます。昨日は、良い悪いは別として、全国で一番高い気温だったということで浜松市の船明という地名がニュースでどんどんとでていました。コロナも先月まではトーンを落としていましたが、急にまた感染者がでるようになりました。災害時には、自分の身は自分で守るという言葉がよくですが、熱中症とコロナには皆様にも気をつけていただきたいと思います。仕事も大切ですが、身を守る、命を守るということを考えながらやっていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

先に事務局からの依頼が2点ありますのでお伝えします。まず1点は、コロナの影響でマイクを回しませんので、発言する時にはレコーダーに録音できるよう大きな声でお願いします。もう1点は、地区調査会の報告の時に、「整理番号何番から何番」というように番号を言っていただいていましたが、今月からは番号なしで「地区調査会で協議しましたが問題ありませんでした」としていただくようにします。最初は慣れないかと思いますが、よろしくお願ひします。

今月の24日から、人・農地プランのプレ会議が行われます。皆様ご承知だとは思いますが、私は人・農地プランでの農業委員の役割として、推進委員が調べて地図に落とし込んでくれた地域の農地の状態、また意向調査等から地域の担い手の気持ち、この2点をしっかりと把握していただくことが、まず一番だと思います。それによって今後どのように動いていくかは周りの考え方、皆様の考え方があると思いますので、まずは自分の地域の農業がどのような状態になっているかを把握することが重要だと思います。その結果、話し合いを重ねて現実にぶつかりながら良い方向に進められればいいなと思います。それを踏まえまして、プレ会議では資料等から自分の地区の現状をしっかりと把握していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

会長 それでは只今から、令和2年第8回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 それでは、議席番号10番の袴田博子委員、議席番号11番の根本常次委員にお願いい

たします。

議長 それでは、議事に入ります。第 56 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 1 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石田 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 144 番外 11 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 9 件、贈与に係る案件が 2 件、使用貸借に係る案件が 1 件でございます。

それでは説明いたします。

議案 2 ページ、地区「神久呂」、整理番号 147 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は今年 6 月に [REDACTED] に新たに会社を設立した農地所有適格法人、[REDACTED] です。代表取締役の [REDACTED] さんは個人でネギ、ほうれん草を耕作しておりますが、この度、法人化することに伴い個人の所有農地の一部を法人に移転するため申請にいたり、取得後は引続きネギ、ほうれん草を作付けしていく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していく条件を付してまいります。

続きまして、議案 2 ページ、地区「湖東」・「雄踏」、整理番号 148 番は使用貸借に係る案件でございます。

使用借人は、西区古見町の [REDACTED] さん、56 歳でございます。

[REDACTED] さんは、西区古見町、雄踏町で耕作を行っておりますが、この度、経営移譲の関係で親子間での使用貸借の権利を設定するものでございます。

[REDACTED] さんのお孫さんが農地の一部に分家住宅を建てるため、すでに経営移譲により子の [REDACTED] さんに貸し付けていた農地すべてを一旦 [REDACTED] さんに返還しました。

通常、経営移譲年金を受給中に農地を転用した場合は、原則支給停止になりますが、分家住宅を建てるための転用は、経営移譲年金の支給停止除外事由にあたります。

今回、経営移譲年金を引続き受給し続けるために、後継者である子の [REDACTED] さんに、[REDACTED] さん所有の農地すべてを再度貸し付けるという案件で、引続きレッドキャベツ、メロンを作付けしていく予定です。

続きまして、議案 2 ページ、地区「都田」、整理番号 150 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、北区都田町の [REDACTED] さん、30 歳でございます。

[REDACTED] さんは、都田町で水稻を中心に行なっておりますが、この度、賃借権を設定し耕作している農地を売買により取得したく、申請にいたったもので、取得後は引続き水稻を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「龜玉」、整理番号 154 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、[REDACTED]に事務所を置く[REDACTED]です。

[REDACTED]は、北区都田町の[REDACTED]、[REDACTED]を経営するほか、居宅サービス事業や地域密着型介護予防サービス事業として、市内外に複数のグループホームを経営する医療法人です。この度、浜北区宮口の農地を売買により取得し、入所者用のリハビリ農園として整備したく申請にいたったもので、取得後は大根、白菜、みかん、花木を作付けしていく計画でございます。

なお、この案件は、医療法人がリハビリ農園とする目的で農地法第3条の許可を得ようとするものであり、農地法施行令第2条に定められる不許可の例外規定に該当し、各要件は除外されております。

続きまして、議案3ページ、地区「佐久間」、整理番号155番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、天竜区佐久間町佐久間の[REDACTED]さん、64歳でございます。

[REDACTED]さんは、佐久間町佐久間で大根、こんにゃくを耕作しております。[REDACTED]さんが居住地に隣接する申請農地を譲受け、耕作管理を続けていく計画で、取得後は、梅、栗などの果樹を作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

- 議長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
- 議長 初めに、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。
- 中島 地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。
- 議長 調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。
- 議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
- 原田 問題ありませんでした。
- 議長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。
- 袴田 正 調査会で協議の結果、特に問題ございませんでした。
- 議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- 岡本 調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。
- 藤村 地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
- 後藤 調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。
- 議長 続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願いします。
- 森島 医療法人によるリハビリ農園の開設ということで、呼び出し案件の中で申し入れをしました。耕作が滞りなくできるという保証が必要というところで、管理に関わってくれる人を探してくださいというお願いをしました。それについては、「そうします」と回答をいただけたので問題なしとしました。
- 議長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。

井 上 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第 56 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 57 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 5 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 田 今月の申請は、地区「春野」、整理番号 5 番外 1 件でございます。

それでは、地区「春野」、整理番号 5 番を説明いたします。

申請者は、神奈川県相模原市から天竜区春野町和泉平に平成 31 年 1 月から移住している [REDACTED] さんです。

申請地は、天竜区春野町和泉平 [REDACTED] 外 1 筆、合計面積 1,477 m<sup>2</sup>、地目は畑で、浜松市立犬居小学校の [REDACTED] 約 [REDACTED] km に位置しております。

[REDACTED] さんは、今まで沖縄、宮崎、愛知県設楽町などで、勤め仕事のかたわら農業にも携わってきた経験がありますが、気候がとても良く自然豊かな春野町を大変気に入り、この地に永住を決意しました。

今回、宅地と道を挟んだ反対側に位置する農地を取得し、レモンや露地野菜等の栽培を行う予定です。

総会で承認いただけましたら、申請地である春野町和泉平 [REDACTED] の区域については、下限面積を春野地区の基準である 2,000 m<sup>2</sup> から 1,477 m<sup>2</sup> とする旨を静岡県知事に通知していきます。

続きまして、地区「佐久間」、整理番号 6 番を説明いたします。

この案件は、天竜区佐久間町浦川の [REDACTED] さんが、本制度を用いて [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで別段の面積及び区域の指定の承認を受け、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで農地法第 3 条の許可を受けて、天竜区佐久間町浦川の農地 1,568 m<sup>2</sup> を取得したものでございます。

当時、中区広沢三丁目から天竜区佐久間町浦川へ移住し、空き家とセットで農地を購入する際に下限面積を変更しました。

今回、[REDACTED] さんへの所有権移転登記の完了が確認できたことから、別段の面積を天竜地区の基準である 2,000 m<sup>2</sup> に戻すためにご審議いただくものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(森島委員 挙手)

- 議長 はい、森島委員
- 森島 佐久間の案件が分かりにくかったので、もう一度説明をお願いします。
- 石田 この案件は、天竜区佐久間町浦川の [REDACTED] さんが、本制度を用いて [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで別段の面積及び区域の指定の承認を受け、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日付けで農地法第3条の許可を受けて、天竜区佐久間町浦川の農地 1,568 m<sup>2</sup>を取得したものでございます。
- 当時、中区広沢三丁目から天竜区佐久間町浦川へ移住し、空き家とセットで農地を購入する際に下限面積を変更しました。
- 今回、[REDACTED] さんへの所有権移転登記の完了が確認できたことから、別段の面積を天竜地区の基準である 2,000 m<sup>2</sup>に戻すためにご審議いただくものです。
- 森島 飲み込めないところがあって、[REDACTED] さんが広沢に住んでいる時にこの 1,568 m<sup>2</sup>を下限面積にして取得したと、そして今回 2,000 m<sup>2</sup>に戻すという話ですが、その必要性とか何故なのかという点が分からないです。[REDACTED] さんは 1,568 m<sup>2</sup>を下限面積の基準に基づいて取得している訳ですよね。
- 石田 下限面積を引き下げて取得しています。
- 森島 下限面積を下げるというのは、2,000 m<sup>2</sup>から 1,568 m<sup>2</sup>に下げたということですね。
- 石田 そうです。
- 森島 それをどうしようとしているのですか。
- 石田 空き家とセットで取得するために下限面積を引き下げました。今回、天竜地区の本来の基準である 2,000 m<sup>2</sup>に設定し直すために、ご審議をいただいております。
- 森島 他のところに 440 m<sup>2</sup>くらいあるということですか。
- 石田 そうではなくて、特定の筆について引き下げましたので、それを戻すというものです。
- 森島 皆さん分かっているのでしょうか。私はよく分かりません。
- 議長 事務局、改めて説明してください。
- 木下 通常ですと引佐地区なら 4,000 m<sup>2</sup>、天竜地区なら 2,000 m<sup>2</sup>ないと農地を取得することができないですが、空き家とセットの場合、例えば母屋の隣に小さな畠があってそれも同時に名義変更したいという時に、特別に下限面積を一旦引き下げて農地を取得できるようにするという制度です。これが今回ですと整理番号 5 番、春野町の案件です。
- その次の 6 番ですが、例えば下限面積を仮に 1 m<sup>2</sup>に引き下げて農地が売買されたとして、1 m<sup>2</sup>のままにしておくと次に別の方が同じように買うことができてしまうので、そうならないように元の基準である 2,000 m<sup>2</sup>に戻します。それ以降は、ちゃんと本来の下限面積の要件を満たしている方でないと取得できないようにするためです。
- 森島 分かりました。
- 議長 要は、その人のためだけに合わせて引き下げて、終われば戻すと解釈してもらえばいいと思います。
- 議長 その他ございますか。

(その他発言なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 57 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 58 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石田 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 56 番外 7 件でございます。

転用目的別の内訳は、農業用施設が 3 件、農家住宅関連が 1 件、貸駐車場が 3 件、太陽光発電が 1 件でございます。また、農地区別の内訳は、農用地区域内農地が 3 件、第 1 種農地が 1 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 3 件でございます。なお、是正案件は 56 番です。

なお、4 条及び 5 条申請における駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けている土地ではないことを、令和 2 年 4 月 30 日付の認定状況一覧にて確認したことをご報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に續いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。

議長 初めに、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田中 問題ありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松尾 問題ありませんでした。

議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内山 調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高井 問題ありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤 協議した結果、問題ございませんでした。

議長 最後に、浜名・北浜地区調査会の小杉委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議長 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議長 これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議長 それでは採決いたします。第 58 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 59 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

加茂 今月の申請は、許可期間を延長する「目的変更」が 1 件でございます。

地区「北浜」、整理番号 5 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED]、申請地は浜松市立北浜東小学校から [REDACTED] へ約 [REDACTED]m のところに位置する農地です。申請にいたった経緯ですが、当初の事業計画では、申請地近隣での下水道埋設工事のための資材置場として、令和 2 年 2 月から令和 2 年 8 月まで一時的に転用する計画でした。その後、浜松市から追加工事の発注があり、申請期間内に工事完了ができなくなったため、令和 2 年 12 月末までの 5 ヶ月間の期間延長を申請するものです。

当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画について、雨水は側溝へ放流し農地境には見切りを設置する計画となっていること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 59 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

議長 次に、第 60 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案 11 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

加茂 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 660 番外 79 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 1 件、自己用・共同住宅関連が 48 件、事業用の建物関連が 2 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 11 件、一時転用が 7 件、太陽光発電が 11 件でございます。

また、農地区別別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 5 件、第 1 種農地が 8 件、第 2 種農地が 20 件、第 3 種農地が 47 件でございます。なお、是正案件は 674 番、

737 番です。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。

議案 11 ページ、地区「和田」、整理番号 662 番をお願いします。

東区安新町の畠 10 筆、合計面積 4,095 m<sup>2</sup>について、特別養護老人ホームを建築したいという申請でございます。

申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED] を運営する法人です。高齢化により入所希望者が増え、施設の規模拡大が必要となっておりますが、既存の施設では、業務の特性上、耐震や増築の工事が不可能なことから、同法人が運営するケアハウスに隣接する本申請地に施設を新設すべく申請にいたったものでございます。

申請地は、浜松市天竜協働センターから [REDACTED] へ約 [REDACTED] m に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、天竜協働センターから概ね 300m 以内にある農地であることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

事業計画は、老人福祉施設 1 棟、55 台収容の従業員・来客用の駐車場、緑地、調整池を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。なお、既存の特別養護老人ホームは、移転後撤去し従業員駐車場にする計画であります。

排水計画は、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入し既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水は公共下水道へ接続する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 20 ページ、地区「北浜」、整理番号 729 番をお願いします。

浜北区中瀬の畠、13,236 m<sup>2</sup>について、砂利採取事業を行いたいという申請でございます。

申請者は、[REDACTED] に拠点を置き、主に [REDACTED] を行っています。この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に及んだものでございます。

申請地は、新東名高速道路浜松浜北インターチェンジの [REDACTED] 約 [REDACTED] km に位置する農用地区域内の農地でございます。

本転用事業は農用地区域内農地の不許可の例外規定にあたる一時転用に該当する転用事業であります。事業計画では、申請地を砂利採取場として使用し、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 7,472 m<sup>2</sup>、最大掘削深が 20m、総掘削量は 45,177 m<sup>3</sup>を予定しております。

工事期間中は 5m の保安距離を確保し、外周には防護柵、鍵付きの門扉など設置し近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより優良な農地へ復元し、土地所有者がジャガイモ、キャベツ、ダイコン等を作付

けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利採取事業事前審査意見書の措置報告書の提出を受けたこと、地元自治会との協議が完了していること、事業中の安全対策については、近隣の学校と事業着手のおおむね 1 ヶ月前までに協議し、学校を通じて生徒等に注意喚起をする予定であることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

- 議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
- 議長 初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
- 松澤 協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。
- 中島 協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。
- 議長 調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。
- 議長 続いて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。
- 田中 問題ございませんでした。
- 議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
- 原田 問題ありませんでした。
- 議長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。
- 袴田 正 特に問題ございませんでした。
- 議長 続いて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。
- 松尾 特に問題ございませんでした。
- 議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
- 横井 呼び出し案件で業者の方に来てもらい、質問しながら検討しましたが、問題ありませんでした。
- 議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。
- 鈴木 克 問題ありませんでした。
- 議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。
- 袴田 博 特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
- 根木 問題ありませんでした。
- 議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内山 特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- 岡本 特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。
- 藤村 問題ありませんでした。
- 議長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 議 会 井 特に問題ございません。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願ひします。

後 藤 協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・麓玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森 島 729番が呼び出し案件でございまして、調査員の方から耕作管理計画書が不十分であると指摘がありました。この事業は、水抜けを防ぐという意味で田の床を固くするという技術をもってするものです。そのために、どうしても水はけが極めて悪くなるというマイナスの効果があると指摘されました。以前、総会でもこの問題が指摘された経緯がありましたが、今回私どもの調査会で改めて議論になりました。調査会の締め方について私と事務局との間で意思統一ができていなかったのは、進行上の私の問題ですが、そのこともあって調査会の方たちには改めて説明しなければならないと思っております。今回については承認するということで進める訳ですが、今後の案件については田として利用するということであれば問題ないけれども、畑として利用するということであればネギやサツマイモ等は絶対にできないという指摘があります。その問題については、水抜けがしっかりとできるような計画にしてほしいということを申入れしながら、管理、指導していきたいと思います。この案件について以上のような経緯でございますが、承認ということで進めていただきたいと思います。

議 長 問題ないということでよろしいですか。

森 島 はい。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願ひします。

鈴 木 英 審議の結果、問題ありませんでした。

議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願ひします。

井 上 特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

(高井委員 挙手)

議 長 はい、高井委員。

高 井 先程の森島委員の発言ですが、今回は認めるが次からは認めないとということでは審議の意味がないと思いますが、会長いかがですか。

議 長 森島委員の発言について、私の解釈ですが、今回は色々あったがしっかりと協議した結果承認したいということで、次からは先程のようなことも踏まえて協議したいということだと思っておりますが、森島委員いかがですか。

森 島 高井委員のご指摘はもっともだと思います。この問題は今に始まったことではなく、田が大事だった頃に遡って、砂利を探る、あるいは山土を埋めることで田の水持ちが良

くなったというように貢献してきた歴史がある技術であります。ところが、田がいらな  
いとされるようになった以後、しかし砂利は欲しいと時代が経過していく中で、畑とし  
ての取扱いについては色々な意味で目を瞑ってきたと思います。事務局に聞けば、点検  
はちゃんとしており問題ないということでしたが、今になって地元の調査会の方に言わ  
せると不十分であるという指摘がでてくるようになりました。そういう指摘がでてき  
ているので、今までよりも一步踏み込んだ議論がされなければならない事態になつてい  
るということを報告したものです。その議論が調査会の中で十分に尽くされて、調査会  
として方向性が一致すれば今日のような報告にはならなくなるけれども、まだ現状では  
意思が統一されているというようにはなっていないので、今日のところはこのような形  
でお願いしたいということです。

議長　　今回の案件は色々と議論したけれども、調査会としては問題ないということになりました。次回からは、検討すべきことはたくさんあるけれども、それは調査会でしっかりと揉んで、良い悪いはまたその時に考えます。このような解釈でよろしいですか。

森島　　はい。

議長　　高井委員もよろしいですか。

高井　　はい。

議長　　それでは採決いたします。第 60 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長　　異議ないものと認め承認することといたします。

議長　　次に、第 61 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願  
いします。

鈴木智　　それでは、議案 23 ページをご覧ください。

(議案を読み上げる)

加茂　　今月の申請案件は、地区「湖東」、整理番号 21 番外 3 件でございます。

それでは説明いたします。

地区「湖東」、整理番号 21 番、申請地は浜松市立湖東中学校の [ ] 約 [ ] m に位置します。  
平成 19 年頃までは前所有者が耕作しておりましたが、農業経験がない申請人が相続した  
ため管理ができず、隣接する山林に侵食される形で次第に山林化したものです。

地区「五島」、整理番号 22 番、申請地は五島協働センターの [ ] 約 [ ] m に位置します。  
昭和 35 年より宅地進入路として利用され、現在にいたります。

地区「佐久間」、整理番号 23 番、申請地は城西浄化センターの [ ] 約 [ ] km に位置し  
ます。昭和 42 年頃まで自家菜園として耕作していましたが、周辺の木が成長し陽があた  
らなくなり耕作困難になったことから、申請者の父が当該地を植林したものです。

地区「佐久間」、整理番号 24 番、申請地は城西浄化センターの [ ] 約 [ ] km に位置し  
ます。平成 4 年に佐久間町のスクールバス及び自家用車の車庫を建築し現在にいたりま  
す。

つきましては、全ての案件について、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適當と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議長　只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議長　それでは、ご意見等もないようですので、第 61 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長　異議ないものと認め承認することといたします。

議長　次に、第 62 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智　それでは、議案 25 ページをご覧ください。  
(議案を読み上げる)

内藤　今月の申請案件は、地区「雄踏」、整理番号 23 番の 1 件でございます。

それではご説明いたします。地区「雄踏」、整理番号 23 番、納税猶予の適用を受けている特例農地は、西区雄踏町宇布見 [REDACTED] 外 1 筆です。

被相続人は、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に亡くなられた、[REDACTED] さん。相続人は、中区富塚町にお住いの、子の [REDACTED] さん、79 歳です。

特例農地の面積は、申告時、現在ともに 576 m<sup>2</sup>です。

現地調査をした結果、野菜が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長　只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑応答なし)

議長　それでは、ご意見等もないようですので、第 62 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長　異議ないものと認め承認することといたします。

議長　次に、第 63 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智　それでは、議案 27 ページをご覧ください。  
(議案の表紙を読み上げる)

内藤　それでは、別添資料の別冊 1 について事務局より説明いたしますが、委員該当案件がありますので、お願いいいたします。

議長　それでは、委員該当案件がありますので、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員はご退室をお願いします。

( [ ] 委員、 [ ] 委員 退室)

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

内藤 それでは、別添資料の別冊 1をご覧ください。

令和 2 年度第 5 回浜松市農用地利用集積計画（案）でございます。公告予定は令和 2 年 8 月 20 日となります。2 枚めくっていただきまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 339 筆、305,618.50 m<sup>2</sup> の内訳でございます。

今月は、笠井地区での 6 筆をはじめとして、計 26 地区での利用権設定を予定しております。

その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 29 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、31 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

13 ページの 4 番から 9 番をご覧ください。 [ ] です。現在、主に西区深萩町で菊の栽培をしている [ ] さんが平成 31 年 2 月に設立した会社で、従業員の雇用の安定を図り経営を安定させるため法人化し、今回の申請にいたりました。西区和地町 [ ] 外 5 番の畠、計 8,725 m<sup>2</sup> を借り受けて菊の栽培を予定しております。

次に、13 ページの 10 番をご覧ください。新規就農の [ ] さんです。以前から農業に興味を持っており、山梨県で主にしいたけの栽培を行っている [ ] のもとで研修を行い、今回の申請にいたりました。北区東三方町 [ ] の畠、1,000 m<sup>2</sup> を借り受けて、しいたけの栽培を予定しております。

次に 13 ページ 1 番から 3 番、23 ページ、25 ページから 28 ページ、29 ページ 1 番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 61 筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載しております。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 63 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 それでは、 [ ] 委員、 [ ] 委員はご入室をお願いします。

([ ] 委員、[ ] 委員 入室)

議長 次に、報告事項の第 51 号から第 57 号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 今月の報告事項は、議案 29 ページに記載の内容、件数です。報告は以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願ひいたします。

森島 ・農地転用許可後の宅地の取扱いについて

・[ ] の農地法許可取得状況について

松尾 ・非農地証明について

議長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願ひします。

齋藤 ・人・農地プラン実質化に関する講演会について

鈴木智 今後の会議予定

・人・農地プランプレ会議

日時 令和 2 年 8 月 24 日（月）より地区ごとに順次開催

場所 各区役所

・第 9 回浜松市農業委員会総会

日時 令和 2 年 9 月 15 日（火）午後 1 時 30 分～

場所 浜北区役所 3 階 大会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 8 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 2 時 30 分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和 2 年 8 月 17 日（月）

会長 松島 好則

委員 褐田 博子

委員 根木 常次